国 港 経 第 5 号 2 港 経 振 第 4 7 号 令 和 2 年 4 月 1 6 日

利 用 者 様

東京都港湾局長 古 谷 ひろみ

新型コロナウイルスに係る緊急事態措置等を踏まえた蔵置貨物の早期搬出 について

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、政府は令和2年4月7日に7都府県に対して緊急事態宣言を発出し、これを受け東京都は、4月10日に都内における緊急事態措置を発表したところであります。

これにより、都民や事業者に対しては、社会生活を維持する上で必要な場合以外は、外出の自粛や休業が要請されており、周辺県でも同様の対応となっています。

その中で国際戦略港湾である東京港は、首都圏における物流機能を確保するために継続して稼働していますが、今回の緊急事態措置に伴い、首都圏の一部の店舗や工場等の営業が停止されることにより、輸入貨物の搬出先において適切な受け入れ態勢が確保されない場合には、コンテナターミナルからの輸入貨物の搬出がこれまで以上に停滞することが懸念されます。その結果、ヤード内に輸入貨物が滞留して蔵置場所が確保できなくなり、さらなる輸入貨物の受け入れが困難となるおそれがあります。このような事態となった場合は、医療や生活に必要な物資等の受け入れに支障を及ぼすこととなります。

つきましては、緊急事態措置の状況下においても港湾機能を確実に維持するため、コンテナターミナルから早期に貨物を搬出していただきたく、以下の取組について、特段のご配慮とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 全ての貨物について、無料保管期間(フリータイム)の延長を行わず、 貨物の早期搬出にご協力をお願いいたします。
- 2 デマレージ (フリータイムを超えてコンテナヤードに留置された場合に 課される超過保管料) についても、適切な運用へのご理解をお願いいたし ます。